# 【表紙】

【提出書類】 変更報告書 7

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 三森 久実

【住所又は本店所在地】 東京都武蔵野市桜堤1丁目9番12-101号 テラス武蔵野桜堤

【報告義務発生日】 平成21年2月5日

【提出日】 平成21年2月6日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 担保契約等の変更による

# 第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大戸屋
証券コード	2705
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	ジャスダック証券取引所

# 第2 【提出者に関する事項】

# 1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三森 久実
住所又は本店所在地	東京都武蔵野市桜堤1丁目9番12-101号 テラス武蔵野桜堤
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

# 【個人の場合】

生年月日	昭和32年11月18日
職業	当該発行会社の代表取締役
勤務先名称	株式会社大戸屋
勤務先住所	東京都新宿区岩戸町 4 番地 87ビルディング岩戸町

# 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社大戸屋 取締役経営企画部長 濵田 寛明
電話番号	03-5206-7500

### (2) 【保有目的】

支配権の維持の為であります。なお、株式会社大戸屋は、平成13年8月31日を以って株式を店頭市場に公開いたしましたので、私 三森久実は同日を以って当該発行会社の発行する株式について、大量保有者に該当することとなりました。

### (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

#### (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,668,900		
新株予約権証券(株)	A 80,000		Н
新株予約権付社債券(株)	В		I
対象有価証券 カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0 1,748,900	Р	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 1,748,900		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U 80,000		

# 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成21年2月5日現在)	V 5,100,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)	33.76
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	33.86

# (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

該当事項はありません。

#### (6) 【 当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

私 三森久実は、平成16年4月16日付にて、日本証券金融株式会社との間に、提出者の保有株数500,000株について、 平成17年4月15日を期限とする(延長条項あり)有価証券消費貸借契約を締結しました。

平成16年12月29日付にて、金銭消費貸借契約を締結し、株式会社りそな銀行に大戸屋株式200,000株を担保として差入れておりましたが、平成21年2月5日付にて、同契約は終了し、同行に担保として差入れておりました大戸屋株式200,000株が返還されました。

#### (7) 【保有株券等の取得資金】

#### 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	86,138
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	86,138

#### 【借入金の内訳】

該当事項はありません。

#### 【借入先の名称等】

該当事項はありません。